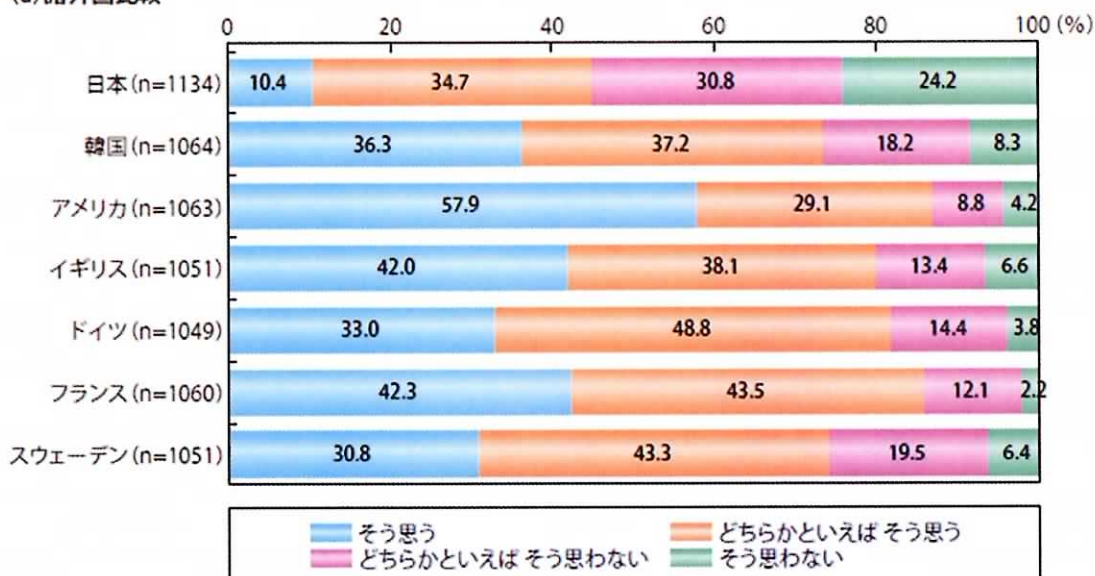


資料 2

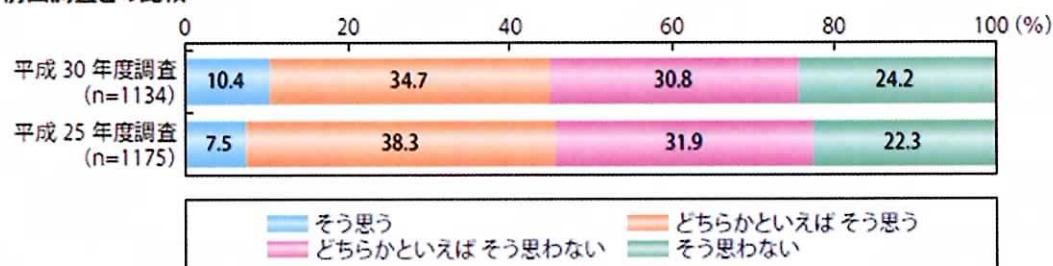
諸外国と比べて、自分自身に満足している者の割合が低い

図表 3 自分自身に満足している

(a) 諸外国比較



(b) 前回調査との比較



(内閣府『令和元年版 子供・若者白書』より)

資料 3

早稲田大学学生の自己肯定感等の意識調査結果について

2020 年 2 月 1 日 喜多明人

調査概要

- 1 実施日程 2019 年 12 月 12 日、18 日
- 2 調査対象 子どもの権利論・教育法教育行政の受講学生 150 名
- 3 質問方法 回答欄 A～D のなかから、該当するものを一つ選んで、記号に○をつけてください。
- A そう思う B どちらかと言えば C どちらかと言えば D そう思わない
そう思う そう思わない
- 4 調査結果概略 A+B（合算）による「肯定」意識は以下の通り。

集計結果

A・B 回答 (%)	
問 1	私は、自分自身に満足している 82 名 (56, 6%)
問 2	自分には長所があると感じる 124 名 (85, 9%)
問 3	自分の親など周りから愛されている (大切にされている) と思う 139 名 (95, 9%)
問 4	自分の考えを相手にはっきり伝えることができる 103 名 (71, 0%)
問 5	生きているのがめんどうと思ったことがある 81 名 (55, 9%)
問 6	大学入学後、やってみたいことがあまり見つからない 65 名 (44, 8%)
問 7	小学生時代に、夢中になって遊ぶことができた 123 名 (84, 8%)
問 8	放課後の習い事、塾に行くのは当たり前だと思う 57 名 (39, 3%)
問 9	いますぐに世の中から消えることができるのなら消えたい 29 名 (20, 0%)
問 10	将来、やってみたい夢がある 92 名 (63, 4%)

参考 5年前＝2014年度調査（小山田優夏さん中心に、学生150名対象）とほとんど変わらない結果（約6割）となった。

「大学合格は必ずしも自己肯定感の獲得に結ぶついていない。原因はとも、学生側の達成感のなさにあるようであり、親や学校、まわりの期待に応えなければ、という「やらされ」感が支配し、「結果は出した」が、本当にやりたいことをやりきった、という達成感が欠落している。」

(拙著『子どもの権利』エイデル研究所、36 ページ)

資料 4	社会構築論系演習12	春期
副題	子ども支援の实地学習(1)子どもの遊び支援	
担当者	喜多明人	
授業概要		
子どもは「教えられて育つ」だけでは人間にはなれない。子どもは親や教師の作品ではない。子どもは、自分の育ちや生き方、人生そのものを、自分自身の意思と力でデザインしていく権利があります。子どもには誰でも生まれながらにして「自分で自分を育てる力」がある。その力に気づき、その力を信頼し、その力を生かして自分らしく成長し、生きていくことは、子どもの人間としての権利です。子ども自身がそんな自分育ちをしていくために欠かせない活動、とくにその能動的な活動意欲の源としての「自己肯定感」の獲得を支援していく活動を、「子ども支援」実践と呼びます。 この演習 12（および演習 14）は、以上のような子ども支援実践を実地に学習することをねらいとします。 とくに演習 12 では、学生の皆さんが「忘れてきた世界」、「取り残してきた世界」に注目します。 最近、「やりたいことが見つからない」「生きているのが面倒」と悩む学生が増えてきました。しかし、本当は、子ども期に「やってみたいこと」がたくさんあったはず。しかし、親やまわりの期待に応えようと、「やりたいこと」を我慢し、先送りしてきた結果ではないでしょうか。 子ども期の「やってみたい」の中心は「遊び」です。「遊びたい」という子どもの頃の素直な気持ちを思い出して、「子ども固有の遊び支援」に取り組んでみませんか。 もちろん、この演習は、「子どもの遊び」一般を対象にはしません。子どもにとって遊ぶことは権利です。1994 年に日本も批准した子どもの権利条約の 31 条に「子どもの遊ぶ権利」が掲げられています。子どもの意思、「やってみたい」を大切に、子どもの創造的な遊び、手作りの遊び、とくに日本で広がっているプレーパーク（冒険遊び場）の遊び支援を対象にします。		
授業の到達目標		
演習 14 では、プレーパーク（冒険遊び場）などにおける子どもの遊び支援者、プレーワーカーの養成を目標とします。そのために、A 事前準備：特別講義をもとにしたグループワーク、招聘講師の特別講義、ミニ FW など、 B 实地演習：グループごとに、冒険遊び場での实地演習を行います。さらには可能な限り、全員参加の行事・イベント支援の实地演習を行う。 C ふりかえり：各グループのふりかえりとグループ報告会を行う予定です。		

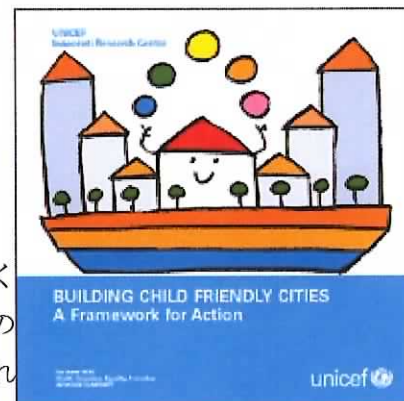
資料5

UNICEF・イノチェンティ研究所

子どもにやさしいまちづくり

－行動のための枠組み

(2004年3月；平野裕二訳)



この文書は、「子どもにやさしいまち」を定義し、そのようなまちづくりを進めていくための枠組みを提示するものである。ここでは、子どもの権利を守ることに熱意を傾ける地方自治制度を築いてくためにはどうすればよいか、順を追って示されている。この枠組みは、国レベルの政府が国連子どもの権利条約を実施するために必要とされるプロセスを、地方自治のプロセスに移し替えるものである。

「子どもにやさしいまち」という考え方は、規模の大小を問わず、また都市か農村であるかに関わらず、子どもが存在するあらゆるコミュニティの運営に同じように適用される。この枠組みを基盤として、あらゆる地方自治体にふさわしい形で修正を加えていただきたい。

<中略>

子どもにやさしいまちづくりのプロセスは、地方自治の場で子どもの権利条約を実施していくことと同義である。そこで必要とされる9つの要素には次のようなものがある。

- ①子ども参加：自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参加を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。
- ②子どもにやさしい法的枠組み：すべての子どもの権利を一貫して促進・保護する立法、規則の枠組みおよび手続を確保すること。
- ③まち全体の子どもの権利戦略：子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし課題文書を、条約にもとづいて策定すること。
- ④子どもの権利部局または調整のしくみ：子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。
- ⑤事前・事後の子ども影響評価：法律・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中におよび実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。
- ⑥子ども予算：子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。
- ⑦定期的な自治体子ども白書：子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。
- ⑧子どもの権利の周知：おとなおよび子どもの間で子どもの権利に関する意識が根づくようにすること。
- ⑨独立した子どもアドボカシー：子どもの権利を促進するため、非政府組織の支援、独立の人権機関—子どもオンブズピープルや子どもコミッショナー—の設置を進めること。

自分たちで発表した事業を市幹部に説明する若者
議会のメンバー22日、愛知県新城市 戸村登撮影



堅苦しい市議会の議場に
金髪の青年やセーラー服の
女子高校生が座っている。
それに向き合う市長や幹部
たちの表情は真剣である。
愛知県新城市で22日に集
まった「議員」たちは、16
歳から29歳を対象に公募し
た若者25人だ。
未成年による模擬議会の
ような試みは決して珍しく
ない。だが、この市では実
際に市の予算、つまり税金
の使い道を決めさせる。

平成とは

プロローグ Ⅰ

その額、1千万円。「若
者議会」と名付けて一昨年
から始めた事業に、日本中
から視察が相次ぐ。
話は5年前にさかのぼ
る。英国・ニューカッスル
市にある図書館の一室に、
大学生だった新城市の竹下
修平(26)はいた。平成が始
まった翌年の1990年生
まれだ。
テーブルを囲む海外の同
年代が雄弁に語るのを聞
き、竹下は凍り付く。
自分は生まれ育った町の
自治について深く考えたこ
とはない。だが欧州では、
若者による議会を多くの市
が設け、政策を議論してい
るという。英語で話すこと
以上に、大きな壁があった。
「俺たち、まずい。日本

編集委員 真鍋弘樹

の世になって、日本は若い
世代に「社会の持続可能
性」というバトンを渡し損
ねているのではないか。
若い世代を、横につなぐ
動きも生まれている。
「あなたが町長ならどう
する?」。21日夜、東京駅
近くの貸会議室で、そう題
された会合があった。
主催したのは「ユースデ
モクラシー推進機構」。一

議員たちが、動き始めた。
東京都国立市議の渡辺大祐
(29)は、共通点をこう語
る。「具体的な問題は違っ
ても、『このままじゃ、や
ばい』という思いが同じ」
平成が終わろうとしてい
る今、若い世代の声が各地
から聞こえる。
日本、やばい。(敬称略)

2面に続く

次代へ渡し損ねたバトン

2017年(平成29年)
8月27日
日曜日

天気	6	9	12	15	18	21(時)
東京	☁	☁	☁	☁	☁	30
横浜	☁	☁	☁	☁	☁	20
千葉	☁	☁	☁	☁	☁	10
さいたま	☁	☁	☁	☁	☁	30
札幌	☁	☁	☁	☁	☁	20
仙台	☁	☁	☁	☁	☁	0
名古屋	☁	☁	☁	☁	☁	10
大阪	☁	☁	☁	☁	☁	10
福岡	☁	☁	☁	☁	☁	0

朝日新聞東京本社

〒104-8011東京都中央区築地5-3-2 電話03-3545-0131 www.as

本日の編集長=梅

資料 6



川崎市子どもの権利条例施行20周年記念出版

今だから明かす 条例制定秘話

編集 かわさき子どもの権利フォーラム

発行協力 川崎教育文化研究所



A5判並製・154ページ

ISBN 978-4-87168-667-9

定価 1,540円(本体1,400円+税10%)

2021年6月刊行

「川崎市子どもの権利条例」施行から20年。子どもたちがなぜ条例制定に関わり、どのように「権利＝わがまま論」と対峙したのか。「川崎市子ども夢パーク」「公設民営のフリースペースえん」の誕生秘話。市長交代の際、どのように行政職員が対応し、子どもの権利条例を未来へつなげていったのか。今だから明かせる条例制定秘話が満載。自治体関係者や「子どもの権利」に関心をもつすべての方必見の書。

Contents

- I 子どもと語る子どもの権利条例制定秘話
- II 子ども夢パーク・フリースペースえんの誕生秘話
- III 全国初の子どもの権利条例はなぜ生まれたのか
- IV 子どもの権利と支援の仕組みはどう創られたのか
— 子どもの権利の普及・啓発、参加、
相談・救済、行動計画、検証を中心に —



この本に登場する人びと

山田雅太、西野博之、喜多明人、
内田塔子、拙島和哉、金井康平、
重住奈津帆、圓谷雪絵、荒牧重人、
小宮山健治、金井則夫、保科達夫、
三ツ木純子（順不同）

ご注文は、お近くの書店・販売店へ

エイデル研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-9
TEL.03-3234-4641 FAX.03-3234-4644

注文書	取扱店	注文数	今だから明かす条例制定秘話 かわさき子どもの権利フォーラム（編集）
		部	定価 1,540円(本体1,400円+税10%) ISBN 978-4-87168-667-9 C3037
		氏名／団体名	
		住所 〒	
		TEL	

資料8 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 開催地一覧

開催自治体	全体テーマ	開催日程	*掲載誌
第1回 川西市	子ども条例の意義、制定、実施の課題	2002年8月1日・2日	2号
第2回 川崎市	子どもにやさしい自治体戦略	2003年10月23日・24日	4号
第3回 多治見市	子どもにやさしいまちづくりを目指して	2004年10月22日・23日	6号
第4回 市川市	子どもの安心と安全のまちづくり	2005年10月13日・14日	8号
第5回 志免町	子どもにやさしいまちづくりとその連携	2006年10月12日・13日	10号
第6回 高浜市	子ども支援と子ども施策のこれから	2007年10月26日・27日	12号
第7回 世田谷区	子ども支援の総合化—後期計画策定に向けて	2008年10月30日・31日	14号
第8回 札幌市	子ども支援・子育て支援の総合化と 子どもにやさしいまちづくり	2009年9月3日・4日	16号
第9回 白山市	子ども支援とネットワークづくり	2010年10月28日・29日	18号
第10回 泉南市	大震災後の社会と子ども支援 —阪神淡路大震災から東日本大震災—	2011年9月18日・19日	20号
第11回 目黒区	子育て支援・子ども支援の新たな展望を拓く	2012年9月29日・30日	22号
第12回 松本市	子どもいのち・暮らし・学びを支える まちづくり	2013年10月19日・20日	24号
第13回 青森市	子どもにやさしいまちをめざして —いのち・暮らし・あそび・学び—	2014年10月11日・12日	26号
第14回 西東京市	連携と協働による子ども支援・子育て支援 —子どもにやさしいまちづくり—	2015年10月10日・11日	27号
第15回 宝塚市	子ども支援・子育て支援と子どもにやさしい まちづくり	2016年10月8日・9日	28号
第16回 越前市	市民自治で創る子どもにやさしいまち	2017年9月30日・10月1日	29号
第17回 宗像市	地域コミュニティづくりと子ども —連携・協働でつくる子どもにやさしい社会—	2018年10月6日・7日	30号 (台風順延後2019年2月11日実施)
第18回 立川市	子ども若者支援とまちづくり —ちぎれず、隙間を作らず、そして重なり合う—	2020年1月25日・26日	32号
第19回 明石市	未定	2021年	未定

*子どもの権利条約総合研究所編専門誌『子どもの権利研究』日本評論社。

資料 9 宮城の高校生からおとなの皆さんへ

子どもの権利条約フォーラム 2010in みやぎ 分科会配布資料

(2010 年 11 月 14 日 仙台市)

今の中高生は、学校の中で『すべきことに気づき、それに応える』という振る舞い方に慣れすぎています。だから『自分で好きにしてもいいよ』と言われえるとどうしていいかわからず困ってしまいます。そんな状態の子どもを引っ張り出して、「さあ何でもいいからあなたのしたいことしなさい」と言われても、私たち高校生には助けになるどころか苦痛でしかない、というのが私たちの正直な思いでした。

当時宮城で機会を与えたのに『乗ってこなかった』というおとなからの批判はずいぶんありました。でもそう言われる私たちにも言い分があつて、これがきちんと伝わっていないのが私たちにはつらい。それをきちんと知ってもらいたい、というのがこの企画に至った私たちの思いです。

資料10

ロジャー・ハートの参加のはしご

(喜多明人著『新世紀の子どもと学校』1995年、エイデル研究所より)

ロジャー・ハートは、第1段「あやつり」、第2段「飾り」、第3段「見せかけ」の各々の段階は正確には「参加」とはいえない段階であるという。

〔第1段－あやつり〕

ハートは、本質論は別として、当該論文においては就学前の子どもを参加論から除外していたが、これと関連して、たとえば、「就学前の子どもたちが、子どもに関する社会政策にインパクトを与えるような政治的プラカードをもっている」ような場合についてはこれを「参加」とは認めていない。

「あやつり」(Manipulation)とは、「子どもたちがその問題について全く理解しておらず、それゆえその行動も理解していない場合」(*p.8)をさす。ハートはこのようなやり方は、「子どもの能力に対するおとな側の無自覚さから生ずるもの」であり、「誤まった指導」(p.8)と呼ぶべきであるという。

〔第2段－飾り〕

たとえば、「子どもたちに、ある運動にかかわったTシャツが配られたり、そのTシャツを着てイベントの中で歌ったり、踊ったりするような場合」(p.10)である。

この場合、「若者たちは、その運動よりは、飲食物や他のおもしろそうなパフォーマンスに魅かれてそこにいる」。

この例のごとく「飾り」(Decoration)の段階を第2段目に位置づけたことについて、ハートは「おとなたちが、その運動は子どもたちによって盛り上げられているという装いをとっていないことだ。彼らは単に、比較的遠回しなやり方で運動を支えるために子どもを利用しているに過ぎない」(p. 10)とのべている。

つまり「あやつり」は、おとなが自身の利益のために意図的に子どもを利用しているのに対して、「飾り」はおとなが進めている運動の付属物として、無意図的に子どもを利用している場合をさしている、とみられる。

〔第3段－見せかけ〕

「見せかけ」(Tokenism)とは、「子どもたちが確かに発言する機会を与えられているが、実際にはそのテーマやコミュニケーションの方法についてほとんどあるいは全く何の選択の余地もなく、かつ自分自身の意見を公表する機会もほとんどあるいは全くない」(p.10)といった場合である。

このようにあたかもおとなたちが子どもの意思を尊重しているようで実際にはすべての企画、実施がおとなの手で行なわれている、というケースは日本でも頻繁に認められる。ハートは、このような「矛盾」が「本当には理解されていないという点で、進歩的な教育思想をもつ西側世界にとりわけ共通する」(p.10)と指摘する。

(3) 真の参加へ

— 策4段～第6段 —

〔第4段－役割を与えられ、情報を受ける〕

ハートは、「非参加」から「参加」への重要なステップに位置する第4段目の例を次のように紹介する。

「スポーツ大会の後に観客が出したごみを掃除するためにボーイスカウトがかり出される、といった例は参加ではない。しかし、もし編成されたボーイスカウトたちが、その間

題について十分に情報を与えられ、かつ前もってその計画について説明を受け、かつなぜボランティアが求められているかを理解していたら、その時は、この行為は、参加のはしごの最初の真の参加の段階に分類できる。」(p.11)。

ハートはこのような例示をしつつ、「参加」と判断しうる「重要な必要条件」(important requirements)として次の4点をあげている。

- ①子どもたちが計画 (project) の意図を理解していること。
- ②自分がかかわること及びその理由について、誰れが決めているかを知っていること。
- ③子どもたちが(単なる「飾り」ではなく一筆者)、有意義な役割を果たしていること。
- ④子どもたちは、その計画が自分たちに明らかにされた後に、自発的にかかわっていること (p.12)。

この中でとくに③がポイントの1つであろう。子どもは単に将来のために能力を身につけていく存在であるだけでなく、“いまの社会”のために能力を発揮し、役立つ存在、“居場所のある”存在であることが確認されてよい。

[第5段—相談され、情報を受ける]

「若者はときおり、きわめて率直におとなの相談役をつとめることがある。計画はおとなによって企画され、進められるが、子どもたちはそのプロセスを理解し、子どもたちから出された意見は誠実に受けとめられる。」(p.13)

ハートはこう述べて、この段階の事例として、ニューヨークのテレビ会社で行なわれている企画段階での子ども参加のプロセスやカナダ・トロントの町づくりのための青年向けアンケートの模様を紹介している。

ところで、子どもは「自らの幸福について意見を表明できる地位にいる時は、いつでも、それについて相談を受ける権利を尊重」される、と宣明したのは1979年1月に開催された『子どもの権利保障に関するワルシャワ会議声明』(西欧11ヵ国、東欧8ヵ国、国連機関3団体で構成)であった(27)。このような声明等を受けて、『子どもの権利条約』(1989年11月20日国連総会採決)の第12条では子ども意見表明権(第1項)と司法・行政手続上の「子どもの聴聞権」が定められた。(中略)

[第6段—おとなが着手し、子どもとともに決定する]

ハートは、はしごの第6段目を「真の参加」(p.14)であると規定した。「なぜなら、このレベルの計画は、おとなによって着手されたものではあるが、その決定の仕方は、若者ととともに分かち合っているからである。」(p.14)とのべる。

彼はこの段階での具体例を直接的にあげてはいない。しかし、各国のコミュニティ計画における子ども参加を想定していることは論文全体の文脈において理解することが可能である。第6段目においては一般論ではあるが、「コミュニティ計画の多くは、いかなる特定世代グループのみの利用を意味せず、すべての者と分かち合うべきである。」「計画化の過程で参加の際に常に権力を有するのは、最も政治的に力のある世代グループ(多くの工業国では25~60歳まで)である。」「私たちの目標は、すべての者の参加にあり、青年と高齢者及び特殊なニーズ、障害ゆえに排除されがちな人びとには、とくに注意が払われなければならない。」(p.14)とのべている。

* 引用文献 Roger A. Hart (1992) 'Children's Participation – from Tokenism to Citizenship' IN NOCENTI ESSAYS No.4, Florence: UNICEF

International Child Development Centre. 以下ハートの論文の引用については引用文末尾に頁数を付した。なお、引用に際しては、ハートの用語使用の方法(p. 4)に従って、「子ども」(Child)は10代以前の者、「青年」(youth)及び「10代」(teenagers)はおおむね13~18歳の者、「若者」(young people)はその両者を含む者と使い分けした。

〔 2000 年 (平成12年) 12 月 21 日
川 崎 市 条 例 第 7 2 号 〕

最近改正 2001 年 (平成13年) 6 月 29 日

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条～第 8 条)

第 2 章 人間としての大切な子どもの権利 (第 9 条～第 1 6 条)

第 3 章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第 1 節 家庭における子どもの権利の保障 (第 1 7 条～第 2 0 条)

第 2 節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障 (第 2 1 条～第 2 5 条)

第 3 節 地域における子どもの権利の保障 (第 2 6 条～第 2 8 条)

第 4 章 子どもの参加 (第 2 9 条～第 3 4 条)

第 5 章 相談及び救済 (第 3 5 条)

第 6 章 子どもの権利に関する行動計画 (第 3 6 条・第 3 7 条)

第 7 章 子どもの権利の保障状況の検証 (第 3 8 条～第 4 0 条)

第 8 章 雑則 (第 4 1 条)

附 則

前文

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実には保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があると同時に、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。